

ご自宅の 地震に対する 安全性を確認しましょう



近年の大地震では、住宅や建築物の倒壊により尊い命が奪われており、自宅が地震に対して耐えられる構造かどうかを調べるのが重要です。

浅川町では、今後の大震災に備えるために、旧耐震基準の戸建て木造住宅の耐震診断及び耐震改修費用の補助を実施しています。

昭和 56 年(1981 年)5 月31日以前に建てられた木造住宅が対象です

耐震診断

個人負担額 1 万円

※その他、耐震診断者に要する費用は町負担

○募集期間

令和 7 年 8 月 29 日 (金) まで

○募集戸数

1 戸 ※募集戸数に達し次第受付を終了します。

○対象住宅

- (1)所有者が自ら居住する住宅
- (2)昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅
- (3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造 3 階建て以下の住宅
- (4)過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅

○申込方法

- 次の書類を建設水道課に提出してください。
- (1)浅川町木造住宅耐震診断者派遣申込書 (様式第 1 号)
 - (2)付近見取り図
 - (3)建築確認通知書の写し、建物平面図

地震に対する強度が不足していたら…

耐震改修の参考となる補強計画を提示します

住宅の補強工事が必要となったら…

耐震改修

一般耐震改修 上限 100 万円

簡易・部分耐震改修 上限 60 万円

○申込方法

まずは建設水道課へお問い合わせください。

※木造住宅耐震改修促進事業は耐震診断を実施した方が受けられる補助です。

○耐震診断の内容

福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された建築士が、設計図を基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱いのか、倒壊する可能性の有無等について一般診断を行います。

お問い合わせ 浅川町役場 建設水道課 TEL0247-36-1184
<http://www.town.asakawa.fukushima.jp/>